

附属書 I 第六条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第六条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第五条（特定措置の履行要求）
- (d) 第十条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
 - (f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
- (a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
 - (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。

(c) 「I S I C」とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期において採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類の番号をいう。

第一節 日本国の表

一	分野 小分野 産業分類	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。
二	分野 小分野 産業分類	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業

	三
留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体

五	四	
分野	分野 小分野 産業分類	
製造業	留保の種類 措置 概要 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一― 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七一― 長距離電気通信業 J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二― 移動電気通信業 J S I C 四〇― インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一―、三七二―、三七一九、三七二―又は四〇―の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

六	
分野 小分野 産業分類	小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
<p>製造業</p> <p>皮革及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一一 なめし革製造業</p> <p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）</p> <p>J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四一 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五一 革製手袋製造業</p>	<p>医薬品製造業</p> <p>J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>

七	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	留保の種類 措置 概要
船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条）	<p> J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 </p> <p> 注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 </p> <p> 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 </p> <p> 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 </p>

九	八	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	措置 概要
<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一七一 石油精製業</p> <p>J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一七四 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p>	<p>鉱業</p> <p>J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条</p> <p>日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>

十	
小分野	分野 留保の種類 措置 概要
農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の八の項で規定されているものを除く。）	<p>J S I C 四七二一 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三一 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

	十一
産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービ ス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の八の 項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九二三一 警備業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

	十二	概要 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
概要	概要	概要
措置	措置	措置

十三	
分野 小分野 産業分類	
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	<p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体ににより所有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

留保の種類	措置	概要
J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第二条）	経営幹部及び取締役会（第十条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与 えられない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する 持株会社等についても適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十五	十四
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条）
	留保の種類 措置 概要	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十七	分野 小分野 産業分類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業	措置 概要	<p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>
----	-------------------	---	----------	---

十八		<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p> <p>運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資については、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出は必要とされない。</p>
	留保の種類 措置 概要	<p>内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資については、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出は必要とされない。</p>

二十	十九
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸 渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	全ての分野 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）
---	----------------------------	--

第二節 コロンビアの表

二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
-----	--	---	--

三	二	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	措置 概要
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>二千年政令第二千八十号第二十六条及び第二十七条</p> <p>外国投資家は、コロンビアにおいて、外国資本による投資のための基金を通じてのみ、証券に関してポートフォリオの一環としての投資を行うことができる。</p>	<p>労働基本法第七十四条及び第七十五条</p> <p>十人を超える労働者を雇用する雇用者は、通常の労働者については九十パーセント以上、技能を有する職員、専門職員又は管理職員その他の責任のある者については八十パーセント以上の割合で、自己の通常の労働力の一部としてコロンビアの国民を雇用する。</p> <p>これらの割合は、雇用の要請により、不可欠かつ技術分野の労働者について、かつ、コロンビアの国民である労働者を訓練するために必要な期間のみ、減ずることができる。</p>

措置
概要

概要に定める措置（千九百九十五年法律第二百二十六号第三条及び第十一条を含む。）

コロンビアは、既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産を売却し、又は処分する場合には、日本国若しくは非締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること及びそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限することができる。コロンビアは、そのような売却その他の処分に関し、経営幹部又は取締役会の構成員の国籍に関連する措置を採用し、又は維持することができる。

この適合しない措置に関連する現行の法令には、千九百九十五年法律第二百二十六号を含む。この点に関し、コロンビアは、企業の持分の全部又は一部をコロンビアの公的企業及び他の政府機関以外の者に売却することを決定する場合には、まず、専ら次の者に対し、千九百九十五年法律第二百二十六号第十一条に定める条件の下で当該持分を提示する。

持分を売却される企業又は当該企業が所有し、若しくは支配する他の企業の現在の被用者、年金受給者及び被用者であった者（正当な理由により解職された者を除く。）

当該企業の被用者及び被用者であった者の団体

労働組合

労働組合の連合及び総連合

被用者基金

年金基金及び退職基金

協同組合（注）

もつとも、当該持分が移転され、又は売却された後は、コロンビアは、当該持分のその後の移転その他の処分を規制する権利は、留保しない。

四	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	
漁業及び漁業関連サービス その他の事業サービス 漁業、水産養殖業及び漁業に附帯するサービス CPC 八八二 漁業に附帯するサービス ISIC 〇五〇一 漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 千九百九十一年政令第二千二百五十六号第二十七条、第二十八条及び第六十七条 二千三年決定第五号第二節及び第七節 外国を旗国とする船舶は、コロンビアの領水内における商業的漁業及びこれに関連する活動に関	<p>この留保の適用上、この協定の効力発生の日の後に維持され、又は採用される措置であつて、売却その他の処分の際に持分若しくは資産を所有することを禁止し、若しくは制限し、又はこの留保に定める国籍の要求を課するものは、現行の措置とみなされる。</p> <p>この留保の適用上、「公的企業」とは、コロンビアによる持分の所有を通じて所有され、又は支配される企業をいい、専ら既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却又は処分のためにこの協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。</p> <p>注 千九百九十八年法律第四百五十四号は、コロンビアに存在する協同組合の種類を定める。当該協同組合には、「貯蓄信用協同組合」、「金融協同組合」及び「多目的総合協同組合」がある。</p>

六	五	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	
報道 報道機関サービス	民間警備・監視サービス その他の事業サービス C P C 八七三 調査及び警備 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年政令第三百五十六号第八条、第十二条、第二十三条及び第二十五条 民間警備・監視サービスを営む企業の共同経営者又は構成員は、コロンビアの国民でなければならぬ。 外国人の構成員又は外国資本によって千九百九十四年二月十一日前に設立された企業は、外国人の構成員の参加を増大させることができない。同日前に組織された協同組合は、その法的形態を維持することができる。	し、これらの漁業及び活動の許可を得ているコロンビアの企業と提携している場合にのみ、当該許可を得ること及びこれに従事することができる。この場合において、外国を旗国とする船舶に対する当該許可及び漁獲許可証に係る費用は、コロンビアを旗国とする船舶に係る当該費用より高い。 外国を旗国とする船舶の旗国がコロンビアと他の二国間協定を締結している場合には、許可を得ているコロンビアの企業と提携していなければならないとの要件を適用するか否かは、当該二国間協定の規定により決定される。

	七
<p>産業分類 留保の種類 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p>
<p>CPC 六九二一 新聞及び定期刊行物に係る報道機関サービス 経営幹部及び取締役会（第十条） 千九百四十四年法律第二十九号第十三条 コロンビアにおいて発行される新聞であつてコロンビアの政治に焦点を合わせたものの編集責任者及び社長は、コロンビアの国民でなければならない。</p>	<p>家庭向け公共サービス 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年法律第四百二十二号第一条、第十七条から第十九条まで及び第二十三条 商法第四百七十一条及び第四百七十二条 地域社会における組織された共同体が支配的利益を有する企業は、当該共同体に対する家庭向け公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先するものとする。 この留保の適用上、家庭向け公共サービスには、水の供給、下水の処理、廃棄物の処理、電力、可燃性ガスの供給及び基本的な公衆交換電話サービス並びにこれらに関する補足的な活動を含む。基本的な公衆交換電話サービスに関する補足的な活動とは、長距離公衆電話サービス及び農村地域におけるワイヤレス・ローカル・ループ固定電話サービスをいい、商業的な携帯電話サービスを含まない。</p>

九	八
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
ラジオ放送サービス 経営幹部及び取締役会（第十条） 千九百九十三年法律第八十号第三十五条 千九百九十五年政令第四百四十七号第七条、第九条及び第十八条	映画 特定措置の履行要求（第五条） 二十三年法律第八百十四号第五条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条 外国映画の上映及び配給には、当該上映及び配給から得られる毎月の純収入の八・五パーセントに設定される映画振興料を課する。 外国映画がコロンビアの短編映画とともに上映される場合には、上映者に適用される映画振興料は、二・二五パーセントに減額される。 二十三年までは、配給者に適用される映画振興料は、前年における当該配給者が映画館その他の上映者に配給したコロンビアの長編映画の割合が政府が設定した目標の割合以上であった場合には、五・五パーセントに減額される。

	十	概要 情報番組又は報道番組の制作責任者は、コロンビアの国民でなければならない。
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	テレビジョンの無料放送 視聴覚番組の制作サービス 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求（第五条） 千九百九十一年法律第十四号第三十七条 二千一年法律第六百八十号第一条及び第四条 千九百九十六年法律第三百三十五号第十三条及び第二十四条 千九百九十五年法律第八十二号第三十七条第三号、第四十七条及び第四十八条 千九百九十五年決定第二号第十条第二項 千九百九十七年決定第二十三号第八条第二項 千九百九十七年決定第二十四号第六条及び第九条 千九百九十七年決定第二十号第三条及び第四条 テレビジョンの無料放送に係る免許を有する企業における外国人の持分は、四十パーセント以下に制限する。 全国放送テレビジョン 全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者（放送事業者又は番組枠を利用する権利を付
概要		

十一	分野	<p>テレビジョンの有料放送 視聴覚番組の制作サービス</p>	<p>与された者をいう。）は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を次のとおり放送しなければならぬ。</p> <p>(a) 午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも七十パーセント</p> <p>(b) 午後十時三十分から翌日の午前零時までの間には、少なくとも五十パーセント</p> <p>(c) 午前十時から午後七時までの間には、少なくとも五十パーセント</p> <p>(d) 土曜日、日曜日及び祝日の午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも六十パーセント</p> <p>地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョン</p> <p>地域放送テレビジョンは、国の機関のみが放送することができる。地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を少なくとも五十パーセント放送しなければならない。</p>
	小分野 産業分類 留保の種類 措置	<p>テレビジョンの有料放送 視聴覚番組の制作サービス</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>二千一年法律第六百八十号第四条及び第十一条</p> <p>千九百九十五年法律第八十二号第四十二条</p> <p>千九百九十七年決定第十四号第十四条、第十六条及び第三十条</p>	

概要

千九百九十六年法律第三百三十五号第八条

千九百九十八年決定第三十二号第七条及び第九条

テレビジョンの有料放送サービスを提供する企業は、認可された対象区域において利用可能な無料放送の全国放送テレビジョン、地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルを、加入者が追加的な費用の負担なしに利用することができるようにしなければならない。地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルに係る伝送は、テレビジョンの有料放送の放送事業者の技術的な能力の範囲内で行われる。

衛星によるテレビジョンの有料放送の提供者は、その基本の番組編成にコロンビアの国営放送のチャンネルであつて公共の利益に関するものに係る伝送を含める義務のみを負う。テレビジョンの有料放送の提供者は、国内調達割当ての条件に従つて無料放送の番組を再放送する場合には、原信号の内容を変更することができない。

テレビジョンの有料放送（衛星によるものを含まない。）

テレビジョンの有料放送に係る免許を有する者であつて元の番組の広告と異なる広告を伝送するものは、この表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限であつて、全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者に要求されるものを遵守しなければならない。コロンビアは、千九百九十七年決定第十四号第十六条の規定について、コロンビアの領域外で番組に広告が挿入されている場合には、テレビジョンの有料放送の提供者に対して国内で制作された番組の割合の下限を遵守することを要求するものではないと解釈する。コロンビアは、第六条1(d)の規定に従い、この解釈を引き続き適用する。

テレビジョンの有線放送サービスの提供者は、少なくとも一時間の番組をコロンビアにおいて制

	十二	十三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>作し、かつ、毎日午後六時から翌日の午前零時までの間に少なくとも一時間、当該番組を放送しなければならぬ。</p>	<p>廃棄物関連サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>二千年政令第二千八十号第六条</p> <p>外国からの投資は、コロンビア国外で発生した毒性廃棄物、有害廃棄物又は放射性廃棄物の処理、処分及び廃棄に関連する活動については、許可されない。</p>	<p>運輸サービス</p> <p>海上運送</p> <p>河川運送</p> <p>C P C 七二 水上運送サービス</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>二千年政令第八百四号第二条及び第四条第四号</p> <p>商法第千四百五十五条</p> <p>千九百八十四年大統領令第二千三百二十四号第九十九条、第一百一条及び第二百二十四条</p>

	十四
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>二千一年法律第六百五十八号第十一条 千九百九十八年政令第千五百九十七号第二十三条 コロンビアを旗国とする船舶及び外国を旗国とする船舶（漁業に関連する船舶を除く。）であつて、それぞれの許可証が発行された日から六箇月を超える期間にわたつてコロンビアの管轄権に属する水域で運航するもの（その運航が継続的であるか断続的であるかを問わない。）においては、船長、職員及び八十パーセント以上の他の船員がコロンビアの国民でなければならぬ。</p>	<p>運輸業 特殊航空サービス</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 商法第七百九十五条及び第八百六十四条 コロンビアの国民及びコロンビアの法令に基づいて組織された法人のみが、コロンビアにおいて特殊航空サービスを提供するために登録された航空機を所有し、及び当該航空機の現実のかつ実効的な管理を維持することができる。</p> <p>特殊航空サービスを提供する全ての会社であつて、代理店又は支店としてコロンビアに設立されるものは、コロンビアにおける事業のため九十パーセント以上の割合でコロンビアの国民である労働者を雇用する。この割合は、コロンビアの国民である労働者に相互主義に基づく待遇を与える国</p>

	十五	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>金融業 金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））</p> <p>の国民である外国人労働者については、適用されない。航空当局は、正当な理由に基づいて、かつ、必要な期間、労働力に係るそのような制限を適用しないことを認めることができる。</p>
十六	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>金融業 金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>概要 千九百九十九年政令第二千四百十九号第一条（千九百九十六年法律第二百七十号第二百三条及び千九百九十九年政令第六十五号第十六条の規定に基づくもの） 裁判所又は警察の命令の対象となる金銭（保証金（注）を含む。）及び賃貸借契約に基づいて委託される資金は、コロンビア農業銀行株式会社に寄託されなければならない。同株式会社は、このような排他的権利の全部又は一部から、その事業全体に関して、競争上の優位を得ることがある。 注 保証金とは、コロンビアの法令において、裁判所の命令に基づいて寄託される金銭（例えば、民事訴訟において原告が得た差止命令であって被告の特定の資産に関するものを裁判所が取り下げることの代償として、被告が裁判所の命令に基づいて寄託する金銭）をいう。</p>

<p>措置 概要</p> <p>金融制度に関する組織法</p> <p>コロンビアは、次に掲げる金融機関に対し、優位又は排他的権利を付与することができる。</p> <p>農畜産業金融基金 (FINAGRO)</p> <p>コロンビア農業銀行</p> <p>国民保証基金</p> <p>電力金融公社 (FEN)</p> <p>国土開発金融公社 (FINDETER)</p> <p>ラ・プレビソラ信託銀行</p> <p>コロンビア教育資金貸付・海外技術留学機構 (ICETEX)</p> <p>貿易銀行 (BANCOLDEX)</p> <p>開発計画金融基金 (FONADE)</p> <p>このような優位又は排他的権利には、次のものを含む。(注)</p> <p>一定の課税の免除</p> <p>登録及び定期的な報告に係る要件であって証券の発行について課されるものの免除</p> <p>この項に掲げる金融機関が発行する債務証券のコロンビア政府による購入であって、コロンビアの公的機関を通じて行われるもの</p> <p>注 この適合しない措置が附属書 I に記載されていることにかかわらず、両締約国は、締約国が前記の金融機関に付与する優位又は排他的権利が例示されているものに限定されないことを了解する。</p>	

附属書Ⅱ 第六条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
 - (b) 第三条（最恵国待遇）
 - (c) 第五条（特定措置の履行要求）
 - (d) 第十条（経営幹部及び取締役会）
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
 - (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
 - (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
 - (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

第一節 日本国の表

一	分野	全ての分野
産業分類	小分野	

	二
<p>留保の種類</p> <p>概要</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p>
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の内国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、こ</p>

四		三
分野 小分野	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
全 て の 分 野	<p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(a) 航空</p> <p>る。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に係るものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p>	<p>全 て の 分 野</p> <p>れらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
武器・火薬産業	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、コロンビア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

	七
<p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p>	<p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p>
<p>武器産業</p> <p>火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>エネルギー産業</p> <p>電気業</p> <p>ガス業</p> <p>原子力産業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を</p>

八	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置
<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C ○三一 海面漁業</p> <p>J S I C ○三二 内水面漁業</p> <p>J S I C ○四一 海面養殖業</p> <p>J S I C ○四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p>	<p>留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

九		<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>		<p>現行の措置</p>	<p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
---	--	---	--	--------------	---

十一	十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
内国民待遇（第二条） 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条、第一百六十六条、第二百二十五条、第二百五十九条及び第六十一条

第二節 コロンビアの表

一	
<p style="text-align: center;">分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p>	<p style="text-align: center;">最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
<p style="text-align: center;">全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>コロンビアは、国境地域、沿岸部又は島嶼^{しよ}の領土における外国人による不動産の所有に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、</p> <p>(a) 国境地域とは、国境線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。</p> <p>(b) 沿岸部とは、最高潮線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。</p>	<p style="text-align: center;">現行の措置</p>

三	二	
分野 小分野 産業分類	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
社会事業サービス	<p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(a) 航空</p> <p>は維持する権利を留保する。</p> <p>の協定であつて次の事項に係るものに従い、各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は署名される二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>コロンビアは、この協定の効力発生の日の後に効力を有し、又は署名される二国間又は多数国間</p> <p>最惠国待遇（第三条）</p> <p>コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>(c) 島嶼<small>しよ</small>の領土とは、コロンビアの領土の一部である島、小島、礁、岬及び州をいう。</p>

現行の措置	概要	留保の種類
<p>コロンビアの社会保障制度は、現在、次の義務的な制度から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金（一般年金制度） 健康保険（一般健康保障制度） 労働者補償（一般労働災害補償制度） 退職給付（退職・退職給付制度） 	<p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>コロンビアは、法の執行及び矯正に係るサービス並びに次のサービス（公共の目的のために設立され、又は維持される社会事業サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的再適応 所得に関する保障又は保険 社会保障 社会福祉 公衆のための訓練及び教育 保健 保育 	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p>

五	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
文化産業及び文化活動 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	少数者及び種族の集団に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条） コロンビアは、社会的又は経済的に不利な立場にある少数者及び種族の集団に権利を与え、又はこれらを優遇する措置（コロンビア憲法第六十三条の規定に従って種族の集団が保有する共有地に関する措置を含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアにおける種族の集団とは、原住民、ロマ（ジプシー）、アフリカ系コロンビア人共同体並びにサン・アンドレス、プロビデンスシア及びサンタ・カタリーナから成る諸島のライザル共同体をいう。

この留保の適用上、「文化産業及び文化活動」とは、次のものをいう。

- (a) 書籍、雑誌、定期刊行物、新聞又は電子新聞の出版、頒布又は販売（印刷及び植字を除く。）
- (b) 映画又はビデオの制作、配給、販売又は上映
- (c) 音声又は映像による音楽の記録の制作、頒布、販売又は展示
- (d) 舞台芸術の制作及び発表
- (e) 視覚芸術の制作及び展示
- (f) 楽譜（印刷されたもの又は機械による判読が可能なもの）の制作、頒布又は販売
- (g) 手工芸品のデザイン、製作、流通及び販売
- (h) 一般公衆を対象としたラジオ放送、ラジオ、テレビジョン及びテレビジョンの有線放送に関連する全ての活動、衛星番組サービス並びに放送網
- (i) 広告のコンテンツのデザイン及び作成

コロンビアは、文化産業及び文化活動における文化に関する協力又は共同制作に関する特定の約束を定める他の国との協定に従い、当該他の国の国民に対して特惠的な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

第二条及び第三条の規定は、文化産業及び文化活動の促進のための政府による助成（注）には適用されない。

コロンビアは、視聴覚媒体、出版又は音楽の分野において他方の締約国がコロンビアの国民に対して与える待遇と同等の待遇を他方の締約国の国民に与える措置を採用し、又は維持することができる。

	六	
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	<p>注 この項の規定の適用上、「政府による助成」とは、租税上の特典、義務的な抛出の軽減による奨励措置、政府による贈与、政府が支援する貸付及び政府が提供する保証、信託又は保険をいい、その運営の全部又は一部について民間の団体が責任を有しているか否かを問わない。</p> <p>宝石のデザイン 舞台芸術 音楽 視覚芸術 視聴覚媒体 出版</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>コロンビアは、宝石のデザイン、舞台芸術、音楽、視覚芸術及び出版の発展及び制作のための政府による助成（注）の享受又はその継続のための条件として、当該政府による助成を受ける者に対し一定の水準又は割合で現地で創作された作品を用いることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保は、広告については、適用しない。また、特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでな</p>

八	七	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	現行の措置 留保の種類 産業分類 概要	現行の措置
情報通信 視聴覚サービス 広告 特定措置の履行要求（第五条） 映画作品	特定措置の履行要求（第五条） コロンビアは、コロンビアの手工芸品として特定する手工芸品のデザイン、流通、小売又は展示に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでなければならない。	なければならない。 注 前項の注に定義するものと同じ。

(a) コロンビアは、年間にコロンビアの映画館又は上映室で上映される映画作品の合計の一定の割合（十五パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、国内の映画制作の状況、既存の上映設備の状況及び観客数の平均を考慮する。

無料放送のテレビジョンにおける映画作品

(b) コロンビアは、年間に無料放送のテレビジョンのチャンネルで放送される映画作品の合計の一定の割合（十パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、テレビジョンの無料放送を行うために自国の映画作品が入手可能か否かを考慮する。当該映画作品の放送は、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める現地調達の要件であつて、当該チャンネルに関するものの遵守として勘案される。

共同体放送テレビジョン（注）

(c) コロンビアは、共同体放送テレビジョンの週間の番組の一定の割合（週ごとに五十六時間を超えない。）が共同体放送テレビジョンの放送事業者によって国内で制作される番組であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

注 千九百九十九年決定第六号に定義するものに同じ。

多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送

(d) コロンビアは、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限に関する要件を、多チャンネル民間

九	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	現行の措置
伝統の表現 内国民待遇（第二条） コロンビアは、二千五年決議第百六十八号により宣言された無形文化遺産に関連する表現の助成及び発展に関し、地域社会に権利を与え、又はこれを優遇する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この無形文化遺産には、次のものを含む。	放送テレビジョンの無料放送に対して課する権利を留保する。ただし、この要件は、個別のサービス提供者によって利用可能とされているチャンネルであつて、二又は当該チャンネルの総数の二十五パーセントのいずれか大きい方を超える数のものに対して課されることはない。 広告 (e) コロンビアは、コロンビアにおいて設立された会社であつてメディアに関するサービスに係るもの（コロンビア国外に本社を置く新聞、日刊紙及び購読のサービスに係る会社を除く。）に対し、年間に受注する広告の注文の合計の一定の割合（二十パーセントを超えない。）がコロンビアにおいて制作され、及び創作されることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を有する。当該措置は、(i)映画館及び上映室における近く公開される映画の広告並びに(ii)番組又はコンテンツがコロンビア国外に由来するメディア又はそのような番組をコロンビア国内において再放送し、若しくは再伝送するメディアについては、適用しない。

十		<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>1 コロンビアは、2及び3の規定に従うことを条件として、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定するときは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚番組を利用することを不当に拒否されないことを確保するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 コロンビアは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚コンテンツを利用することを不当に拒否されていることに対処するため</p>	<p>現行の措置</p>	<p>(a) 言語及び口頭表現</p> <p>(b) 音楽的表現、舞踊的表現及び音響的表現</p> <p>(c) 儀式、舞台及び儀礼における表現、祭礼での演技並びに伝統的な演劇</p> <p>(d) 造形物、意匠及びボディー・ペインティングの作成に関連する知識、能力及び技法</p> <p>(e) 人間、自然及び宇宙に関する社会的な応用、知識及び慣習</p> <p>(f) 伝統的な司法制度に関連する知識及び慣習</p> <p>(g) 料理に関する知識、慣習及び技能</p>
---	--	--	--------------	---

十一	
分野	現行の措置
金融業	<p>の措置を採用することを提案するときは、当該措置を事前に公表し、利害関係者に対し、当該措置について意見を述べるための適当な機会を与える。コロンビアは、当該措置の採用の少なくとも九十日前に、当該措置について他方の締約国に通報する。その通報には、当該措置に関する情報（コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定する根拠を成す情報及び当該措置の概要を含む。）を含める。当該措置は、サービス貿易一般協定に基づくコロンビアの義務に適合するものでなければならぬ。</p> <p>3 日本国は、コロンビアが提案する措置に関してコロンビアとの協議を要請することができる。コロンビアは、そのような要請を受領した後三十日以内に日本国との協議を開始する。コロンビアは、この協議の結果、次の全ての事項が満たされる場合のみ、1に規定する権利を行使することができる。</p> <p>(i) 日本国が、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないこと及び当該措置が客観的な基準に基づいており、かつ、貿易を制限する効果が最も少ないものであることについて同意すること。</p> <p>(ii) コロンビアが当該措置をコロンビアにおいて設立された会社によってコロンビアにおいて提供されるサービスに対してのみ適用することに同意すること。</p> <p>(iii) 日本国及びコロンビアが双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスの分野における補償であって貿易の自由化に資するものについて合意すること。</p>

	小分野 産業分類 留保の種類 概要	金融サービス 最恵国待遇（第三条） コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 コロンビアは、前記の規定に従い、カルタヘナ協定及びアンデス共同体の法的な決定を遵守するため、最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置		

附属書Ⅲ（第十一条関係）

1 両締約国は、第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

2 締約国政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 政府の一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別なものであるか否かを含む。）

(d) 政府の一又は一連の措置の目的（当該措置が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。）

3 一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に採用され、及び適用された

ものと合理的にみなすことができない場合を除くほか、第十五条1の規定に従って公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置は、間接的な収用を構成しない。